

パーソナルアシスタント町田通信

5月1日から当社の結ぶ36協定が新しくなります

今までは会社全体で。

- 45時間以上の所定外労働（31日月 222時間 30日月 216時間 28日月 205時間を超える）が年間6回以下
- 1か月の所定外労働は169時間以下（31日月の場合 346時間）

という決まりでしたが今後は、

- 各事業所単位で45時間以上の所定外労働が年間6回以下
- 1か月の所定外労働時間の上限が、町田は100時間、相模原と横浜は90時間以下（31日月の場合、それぞれ町田 277時間 相模原・横浜 267時間以下）と変わります。

単独事業所で100、又は90時間を超える勤務はしてはいけません。

5月からは突発的な勤務等で上記の勤務に近付きそうなヘルパーさんはサ責・事務所にご連絡下さい。勤務時間を調整させていただきます。又、各サ責の方々は上記の時間を超えそうな方が居た場合はすぐに注意をして対応して下さい。

よろしくお願いいたします。

又、複数事業所を合わせて超える方についても突発的な勤務がない限り、所定外労働を45時間以内に抑えるようよろしくお願いいたします。

※カンファレンス、研修、ワーキンググループ、又、法定・省略検診等でも時給が発生する方もいますのでご注意ください。

引続き疲労蓄積確認表は全社トータルで45時間以上を2ヶ月連続、80時間以上を1ヶ月超えた方に提出をしていただきます。

以上5月からと急な変更で申し訳ありませんがご確認、ご了承の程よろしくお願いいたします。

4月14日の熊本地震

先月の14日に発生したマグニチュード7.3、震度7の地震は、今までに例のないタイプのもので、大きな余震も頻繁に発生しました。気象庁も今後の見通しが立たず困惑しているのが現状です。

長引く避難所生活で問題となっているのが高齢者や障害者などの「災害弱者」です。障害者などは一般の避難所では対応出来ず、受け入れられない現状がありました。熊本学園大学は独自に障害者を受け入れていて、4月22日現在50人の障害者が生活しています。受け入れを決定した花田教授はサポートする人材として「長期間いられる人」が必要だと言います。しかし介護ボランティアは普段仕事を持っている人が多く、短期滞在者に頼らざるを得ないのが現状です。一方、熊本市南区の近見地区で問題になっているのが、家の「傾き」。この地域では16日の本震による家の倒壊は免れましたが、この地域は川が近いので地盤が弱く、地震による液状化現象が進み家の傾きを起こしているようですが、はっきりとした原因は分かっていません。大分や温泉の名所、別府や湯布院でも震災の影響が始め、GW等のキャンセルが相次ぎ観光客が減少しています客足が途絶え、街の産業にもダメージを与えているようです。

現状で私たち障害がある者が出来る事は、義援金等を送る事位ですが「何か役に立ちたい」という気持ち大切です。

明日は我が身かも知れません。非常用の持ち出し袋の点検も忘れずにして置きましょう。

被災した方々には、心よりお見舞い申し上げます。

まだまだ活用したいヘルパー応募・利用者募集台帳

PAM・PAS・PAYと事業所が三カ所に増えた事で、働きたい人などがいたとき、いままでは電話連絡でPAM・PAS・PAYの情報交換をして、他の利用者様の空き時間などを、サービス提供責任者に聞く等の面倒な上、時間の掛かる作業をしていました。そこでこの度、事務の効率化を図るべく、PAM・PAS・PAYからパソコンで見ることが出来るヘルパー応募・利用者募集台帳を作成しました。利用者様におきましては、もしヘルパーさんを募集したい時は、事務局、又はサービス提供責任者に希望介助の曜日、時間帯や性別等を連絡して頂き台帳に登録。

ヘルパーさんにおきまして、同じ手順で台帳に登録して頂く事で、利用者様、ヘルパーさん達お互いの曜日、時間帯等が合う場合、すぐに担当者から面接などの連絡をさせて頂くという事が可能になります。利用者様が希望する時の該当ヘルパーさんがいない場合も今までより早く回答が出来る、募集などを早く掛けられます。

台帳が皆様に有効活用されることで募集時の対応が迅速に行え3スタッフに大変便利になるかと思えます。利用者様、ヘルパーの皆様には台帳登録と、その後、契約完了時の登録の取り下げを事務局、又はサービス提供責任者にご連絡頂き、いつでも皆様のニーズに応える事が出来る台帳作りを目指して行きたいと思っておりますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。